

【平成 29 年度税制改正大綱が発表されました】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。

税務第三部の又平です。

昨年の 12 月に平成 29 年度税制改正大綱が与党より発表されました。

今回はこの中から注目すべき改正項目を 2 つ取り上げ、概要をご案内したいと思います。



◇配偶者控除および配偶者特別控除の見直し◇ ～個人所得課税の改正～

いわゆる「103 万円の壁」を意識して就業調整を行うケースへの対策として、**配偶者特別控除**について見直しが行われました。

具体的には、**給与収入のみの場合、配偶者（妻など）の年収が 150 万円以下**であれば、夫などの納税者側で、現状の配偶者控除と同等の **38 万円の所得控除を受けられる**こととなり、「150 万円の壁」に引き上げられたといえます。

なお、現行制度と同様、**合計所得金額が 1,000 万円を超える人は配偶者特別控除の適用はできません。**

反面、現在 38 万円（老人控除対象配偶者については 48 万円）の所得控除が認められている**配偶者控除**については、夫などの**納税者側の所得金額に応じて、控除額が段階的に減額される**こととなりました。

給与収入のみの場合、自身の年収が 1,120 万円以下であれば今まで通り 38 万円が控除できますが、収入が増えれば増えるほど控除額が減額していき、**年収 1,220 万円を超える場合には適用ができなくなる**こととなりました。

なお、この改正は**平成 30 年分以後**の所得税および平成 31 年度分以後の個人住民税について適用されます。

◇所得拡大促進税制の拡充◇ ～法人課税の改正～

賃上げを行った企業へのインセンティブ機能を強化する観点から、所得拡大促進税制が拡充されることとなりました。

かなりざっくりご説明すると、この制度は次の 3 つの要件を満たしたときに、**基準となる年度からの給与の増加額の 10%を法人税額から控除できる**というものです。

- ① 当期に支給した給与の金額が基準となる年度に支給した給与の金額より**一定割合以上増加**していること
- ② 当期に支給した給与の金額が**前期に支給した給与の金額以上**であること
- ③ 当期に**継続雇用者**（※）に対して支給した給与の**平均**が前期に継続雇用者に対して支給した給与の平均を上回っていること

（※）継続雇用者…当期及び前期の 2 事業年度継続して雇用されている人のことをいいます。

そのため、当期の新入社員や前期中に退職された方などは除かれることとなります。

上記 3 つの要件を満たせば、「給与の増加額の 10%」の税額控除が適用可能というのは変わりないのですが、今回の改正では、**下記改正後の要件③を満たせば、中小企業の場合、上乗せで 12%の税額控除を受けることが可能**ということとなりました。

●改正後の要件③と税額控除額（大企業向けの箇所は割愛します。）

	改正後の要件③	税額控除額
中小企業	前事業年度を 上回る	賃上げ率 2%未満の企業 ・税額控除 10%を維持
	前年度比 2%以上増加	賃上げ率 2%以上 の企業 ・前年度からの増加額について税額控除を 12%上乗せ

誌面の都合上、上記 2 つしか取り上げられませんが、この他にも資産課税の改正などもあります。

他の税制改正大綱項目を含め、詳細をお知りになりたい方は弊社担当者までお尋ね下さい。

（税務第三部 又平一樹）